

第113回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2020年3月23日（月曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 東京都千代田区内幸町1丁目1番1号
帝国ホテル東京
本館2階「孔雀西の間」

目次

● 株主の皆様へ	P1
● 第113回 定時株主総会招集ご通知	P2
● 株主総会参考書類	P7
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役1名選任の件	
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	
(添付書類)	
● 事業報告	P13
● 連結計算書類	P34
● 計算書類	P37
● 監査報告書	P40

郵送およびインターネットによる議決権行使期限

2020年3月19日（木曜日）
午後5時まで

オエノンホールディングス株式会社
証券コード：2533



代表取締役社長 にしなが ゆうじ
西永 裕司

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、当社第113回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

当社グループはグループ企業理念の下、酒類や酵素医薬品等の分野において、発酵技術を核とする「バイオテクノロジー」をベースとした事業を展開しております。

その中において、お客様に「安心」・「安全」をお届けすることを第一に考え、グループの普遍概念である「顧客志向」・「収益志向」に則り事業活動を行い、併せて「将来価値の共創」に資する取組みを進めております。

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、「焼酎事業に集中」・「アルコール事業 販売の拡大」・「生産改革」・「酵素医薬品事業の新展開」・「CRE戦略」という「長期ビジョン100」の5本の柱を軸とし、昨年度新たに策定した2023年までの5カ年計画「中期経営計画2023」の実現に向け邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2020年3月

グループ企業理念

自然の恵みを活かし、バイオ技術をベースに、
人々に食の楽しさと健やかな暮らしを提供します。

社名の由来 すべてのものをお酒に変える力を持つという伝説の女神、「オエノ」。

ギリシャ・ローマ神話では「オエノ」は酒神「バックス」にその力を授けられました。

いつまでもお客様と喜びを共有するために、新しい商品・サービスを常に提供していきたい。

——これがオエノグループの理念です。

バイオ技術の象徴である「オエノ」をいしずえとし、この理念を実現するために、

バイオ技術をベースとしたさらなる事業の展開（「オノン」）を目指し商号としました。

株主各位

(証券コード: 2533)
2020年3月4日東京都墨田区東駒形1丁目17番6号
オエノンホールディングス株式会社
代表取締役社長 西永 裕司

第113回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第113回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送またはインターネットによって議決権を行使することができます。お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、2020年3月19日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年3月23日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番1号 帝国ホテル東京 本館2階 [孔雀西の間]
3. 会議の目的事項
 - 報告事項 第113期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
 第2号議案 取締役1名選任の件
 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 招集に当たっての決定事項
 - 次頁「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

<インターネットによる開示について>

- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.oenon.jp/ir/>）に掲載いたします。
- ◎本「招集ご通知」に際して記載すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.oenon.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
- ◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、株主総会終了後、当社ウェブサイト（<https://www.oenon.jp/ir/>）に掲載させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会に当日ご出席いただける方

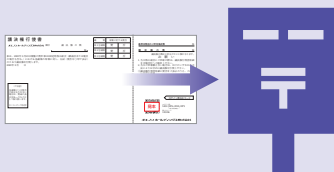
株主総会への出席による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源の節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会に当日ご出席いただけない方

郵送による議決権行使



後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され、ご返送いただきたくお願い申し上げます。
行使期限：2020年3月19日（木曜日）午後5時到着分まで

インターネットによる 議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、**2020年3月19日（木曜日）午後5時まで**にご行使ください。詳しくは、次頁をご覧ください。

議決権行使書による議決権行使

議決権行使書		議決権の数	
議案	原案に対する賛否	賛	否
第1号議案	賛	否	
第2号議案	賛	否	
第3号議案	賛	否	

基礎日現在のご所有株式数 株

議決権の数 1単位ごとに1個となります。

お 願 い

1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
2. 当日ご出席できない場合は、以下のいずれかの方法によりお早めに議決権を行ってください。
- ① 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただく方法
- ② スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) に以下のID、パスワードにてログイン後、議決権を行っていただく方法

（ご注意）

各議案につき賛否の表示をされた場合は、長短の差が認められるまで取り除きます。

2020年3月 日

ログインIDとパスワード

ログインID: 5432-4676-2388-DPS
パスワード: 123456

オエノンホールディングス株式会社

→こちらに、議案の賛否をご記入ください。

【議案】

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 → 「否」の欄に○印

→インターネットによる議決権行使に必要なとなる、ログインIDと仮パスワードが記載されています。

【議決権の行使のお取り扱いについて】

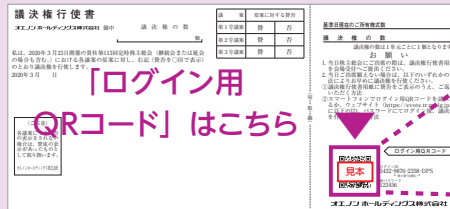
議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛成」の意思表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票（右側）



議決権行使期限

2020年3月19日（木）
午後5時まで

詳しくは同封の
案内チラシをご覧ください

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の
入力が必要です。

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

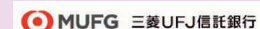
2回目以降のログインの際は…

次頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

機関投資家の皆様へ

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。



株主総会に関する手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行監發行部

以下のいずれかの理由によりRコードによるログインができなかったため、画面の手続きに沿って、議決権行使書に記載されたID・パスワード、もしくは変更後のパスワードをご利用のうえお手続きを進めてください。

- ・パスワードを要変更
- ・議決権行使済
- ・議決権行使期間外
- ・何らかの理由でID・パスワードが認証できなかった場合

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「利用規定」および「利用ガイド」をご覧ください。

[利用規定](#) [利用ガイド](#)

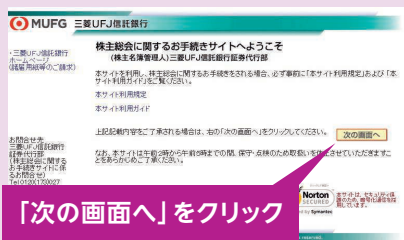
上記記載内容をご了承される場合には、下の「株主総会に関するお手続き」を押してください。

[株主総会に関するお手続き](#)

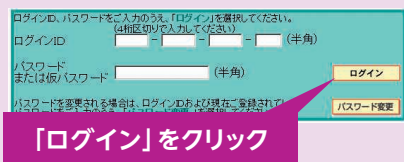


ログインID・仮パスワードを入力する方法

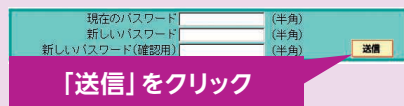
1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3. 「現在のパスワード入力欄」「新しいパスワード入力欄」および「新しいパスワード（確認用）入力欄」のすべてを入力



以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



ご注意事項

- インターネットにより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

【議決権行使ウェブサイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

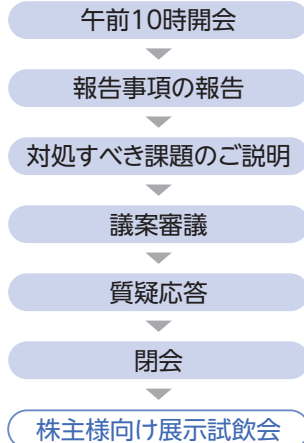
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

電話：0120-173-027

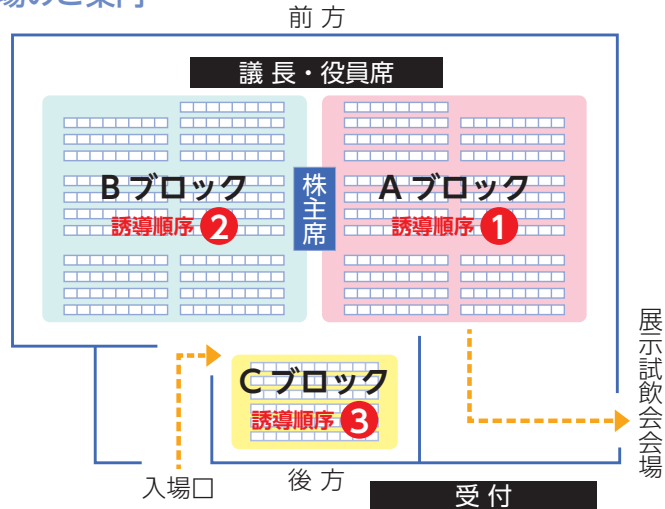
（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

〈ご参考〉 株主総会について

当日の式次第



会場のご案内



株主様向け展示試飲会開催のご案内

定時株主総会終了後、帝国ホテル東京 本館2階「孔雀東の間」にて、株主様向けに展示試飲会を開催いたします。株主総会にご出席いただける場合には、引き続きご出席くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様には、当社グループ各社の商品のご紹介およびご試飲を通じて、当社事業への一層のご理解を賜ることが叶いましたら幸いに存じます。

展示試飲会は、株主総会に出席された株主の皆様に当社グループ各社の商品をご紹介し、ご試飲していただく場として開催いたしますので、株主様ご本人のみのご案内とさせていただきます。

株主総会終了後、展示試飲会会場へ一斉に移動なさいますと大変危険ですので、当日のアナウンス、係員の指示にて、Aブロック⇒Bブロック⇒Cブロックの順のご案内をさせていただきます。

酒類のご試飲となりますので、飲酒・酒気帯び運転防止の観点から、お車でのご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。

なお、20歳未満の方への酒類の提供は固くお断りいたします。会場内におきまして年齢確認(免許証等のご提示)をお願いする場合がございますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社の配当にあたっては、当社の業績、連結決算の状況、中長期的な収益状況、設備投資計画、適正な内部留保額、配当性向などを総合的に勘案しながら、継続的・安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の当社および連結の業績と株主の皆様への利益還元の重視に鑑み、下記のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項 およびその総額

当社普通株式1株につき金7円

総額 425,120,829円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年3月24日

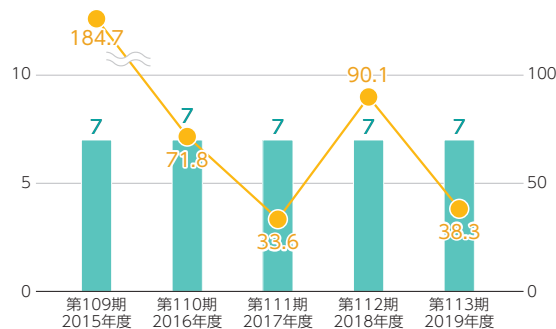
2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

■ (ご参考) 1株当たり配当金/配当性向

(円) ■ 1株当たり配当金

● 配当性向 (%)



第2号議案 取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役 齋藤忠夫氏は任期満了となります。
つきましては、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

再任

社外

独立



さいとう ただお
齋藤 忠夫

●生年月日

1952年8月12日生

●在任期間

4年(本総会終結時)

●取締役会出席回数

15回/15回(100%)

●所有する当社株式の数

8,400株

●略歴並びに当社における地位および担当

1975年	4月	協同乳業株式会社入社
1980年	4月	東北福祉大学嘱託助手 福島学院大学非常勤講師
1982年	3月	東北大学大学院農学研究科博士課程修了(農学博士)
	4月	東北福祉大学社会福祉学部産業福祉学科助手
1988年	1月	米国ブランダイス大学生化学部博士研究員
1989年	4月	東北福祉大学社会福祉学部産業福祉学科専任講師
	11月	東北大学農学部助教
1996年	4月	東北大学大学院農学研究科准教授
2001年	4月	東北大学大学院農学研究科生物産業創成科学専攻教授
2011年	1月	日本酪農科学会(JDSA)会長
2012年	4月	東北大学総長特別補佐(企画担当)
2013年	9月	アジア乳酸菌学会連合(AFSLAB)会長
2016年	3月	当社取締役(現)
	10月	日本農芸化学会(JSBBA)フェロー(現)
	12月	当社指名・報酬委員会委員(現)
2017年	9月	アジア乳酸菌学会連合(AFSLAB)日本代表理事
2018年	4月	東北大学名誉教授(現)
2019年	1月	日本酪農科学会(JDSA)顧問(現)
	7月	アジア乳酸菌学会連合(AFSLAB)フェロー(現)

(注) 1. 齋藤忠夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 齋藤忠夫氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、同氏が取締役に再任された場合には、同氏は引き続き独立役員になる予定であります。

●社外取締役候補者とした理由

齋藤忠夫氏は、国立大学法人東北大学大学院農学研究科の教授等を歴任するなど、当社グループのコア事業に係る専門知識や幅広い知見を有しております。社内出身者と異なる視点で、独立性をもって経営の監督をしていただくことで、経営体制の一層の強化を図るとともにコンプライアンスおよびコーポレート・ガバナンスの充実を図ることができると判断し、引き続き候補者として選任いたしました。

なお、同氏は、これまで、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

社外

独立



いしかわ すみお
石川 純夫

●生年月日

1963年4月27日生

●所有する当社株式の数

0株

●略歴並びに当社における地位

1988年 10月 センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所
1992年 3月 公認会計士登録
1998年 8月 同法人社員
2010年 7月 同法人シニアパートナー
2017年 7月 石川純夫公認会計士事務所所長(現)

(注) 1. 石川純夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石川純夫氏が監査役に就任された場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定です。

●補欠の社外監査役候補者とした理由

石川純夫氏は、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏の豊富な経験・知見と専門知識を活かし、社内出身者と異なる視点で、独立性をもって経営を監査していただくことで、経営体制の一層の強化を図るとともに、コンプライアンスおよびコーポレート・ガバナンスの充実を図ることができると判断したため、補欠の社外監査役候補者として選任いたしました。

なお、同氏は会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行いただけるものと考えております。

以上

取締役候補者指名方針

当社は、当社グループの経営の監督および重要な業務執行の意思決定を行えるようにするため、当社グループの経営に関する知識、経験を有し、かつ、取締役として必要な見識、能力、高い倫理観、公正さ、誠実さを有する人物を、社内取締役候補者として指名する。

また、取締役会の経営監督機能を強化するため、複数名の社外取締役候補者を指名する。社外取締役候補者については、独立性を重視する点から、株式会社東京証券取引所が定める「独立役員」の要件および当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充足し、かつ、経営に対する助言を可能とする知見や法律・会計・税務等のいずれかの分野における高度な専門知識や豊富な経験をもって当社の経営を適切に監督することが期待される人物を、指名する。

取締役候補者の指名は、社長が原案を作成し、指名・報酬委員会における審議を経て、取締役会において決定する。

監査役候補者指名方針

当社は、当社グループの経営の監査・監視を適切に行えるようにするため、当社グループの経営に関する知見や、会計、財務、法律、リスク管理等の各分野で高度な専門知識を有し、広範囲にわたる経験を兼ね揃え、かつ、監査役として必要な見識、能力、高い倫理観、公正さ、誠実さを有する人物を、社内監査役候補者として指名する。

当社は、監査役会設置会社として監査役の半数以上を社外監査役とする。社外監査役候補者については、株式会社東京証券取引所が定める「独立役員」の要件および当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充足し、かつ、法律・会計・税務等のいずれかの分野における高度な専門知識や豊富な経験をもって当社の経営を適切に監査・監視することが期待される人物を、指名する。

また、財務・会計に関する適切な知見を有する人物を1名以上候補者として指名する。

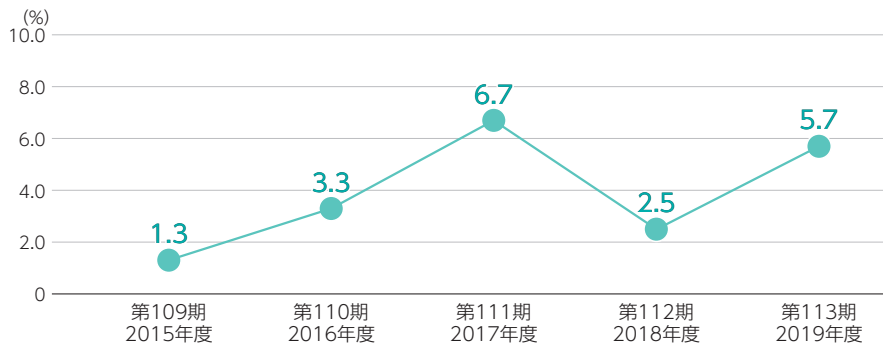
監査役候補者の指名は、社長が常勤監査役と協議して原案を作成し、指名・報酬委員会における審議を経て、監査役会の同意を得た上で、取締役会において決定する。

社外役員の独立性に関する基準

当社は、ガバナンスの客観性および透明性を確保するために、社外取締役および社外監査役（以下、総称して「社外役員」という）候補者本人および本人が帰属する企業・団体と当社および当社子会社（以下、「当社グループ」という）との間に、下記の独立性要件を設ける。当社は、社外役員又は社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当社グループの業務執行者（注1）又は過去において当社グループの業務執行者であった者
注1：「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人をいう。なお、社外監査役の独立性を判断する場合は、非業務執行取締役を含む。
2. 当社の現在の主要な株主（注2）又はその業務執行者もしくは当社グループが現在主要な株主である会社の業務執行者
直近3年間において、当社の現在の主要な株主又はその業務執行者であった者
注2：「主要な株主」とは、当社の直近の事業年度末において、自己又は他人の名義をもって総議決権の10%以上の株式を保有する企業等をいう。
3. 当社グループの主要な取引先（注3）又はその業務執行者
直近3年間において、当社グループの主要な取引先又はその業務執行者であった者
注3：「主要な取引先」とは、当社グループとの取引の支払額又は受取額が、当社グループ又は取引先（その親会社および重要な子会社等を含む。）の連結売上高2%以上を占めている企業をいう。
4. 当社グループから多額の寄付（注4）を受けている者（当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
注4：「多額の寄付」とは、その価額の総額が、直近3年間の平均で1,000万円又は当該団体の総収入の2%のいずれか大きい額を超える寄付等をいう。
5. 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
6. 直近3年間において、当社グループの会計監査人である監査法人の内当社グループの監査業務の主要な担当社員等（注5）であった者
注5：「監査業務の主要な担当社員等」とは、次の者をいう。
 - (1) 監査業務の業務執行責任者
 - (2) 監査業務に係る審査を行う者
 - (3) その他、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行う者
7. 上記6に該当しない公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門的サービスを提供する者であって、当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注6）を得ている者（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体の場合は、その団体に所属する者）
注6：「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、直近3年間の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の総収入の2%以上の額の金銭をいう。
8. 上記1から7までのいずれかに該当する者（但し、使用人については重要な使用人（注7）に限る）の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族又は生計を一にする者
注7：「重要な使用人」とは、部長職以上の使用人をいう。
9. 本基準の改廃は、取締役会の決議による。

■ (ご参考) 自己資本利益率 (ROE)



招集ご通知

P2

株主総会参考書類
P7

添付書類

事業報告

P13

連結計算書類
P34

計算書類

P37

監査報告書

P40

事業報告 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

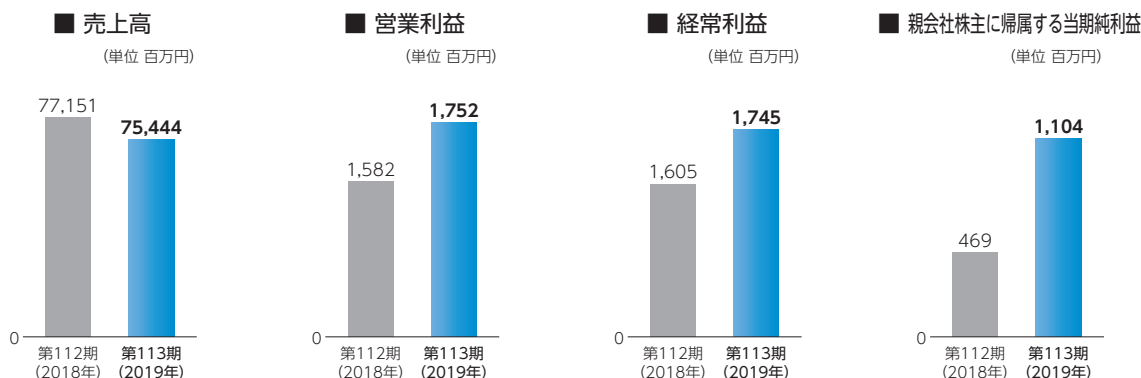
1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の影響等により、景気不振リスクが存在しているものの、雇用情勢や所得環境の改善が続き、緩やかな回復基調となりました。

このような経営環境の下、当社グループは持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るべく、中期戦略「長期ビジョン100」の実現に向けた「中期経営計画2023」を策定し、重要課題である5本の柱を軸とした取組みを進めております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、75,444百万円（前期比2.2%減）となりました。一方、利益面では、販売費及び一般管理費の減少や、不採算事業からの撤退などもあり、営業利益は1,752百万円（前期比10.8%増）、経常利益は1,745百万円（前期比8.7%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は1,104百万円（前期比135.2%増）となりました。



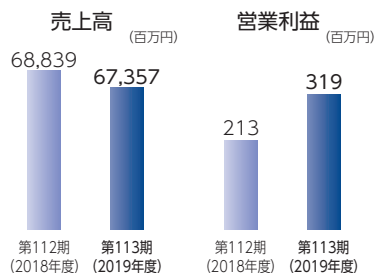
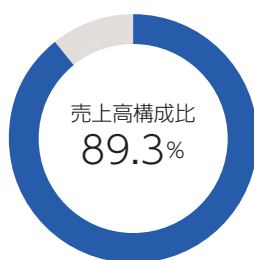
セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

セグメント別売上高

区 分	第112期 [前連結会計年度]	第113期 [当連結会計年度]	増減率
酒類事業	68,839 (百万円)	67,357 (百万円)	2.2%減
加工用澱粉事業	3,871	3,708	4.2%減
酵素医薬品事業	4,096	3,986	2.7%減
不動産事業	325	340	4.5%増
その他	18	51	179.9%増
合 計	77,151	75,444	2.2%減

酒類事業

■ 売上高 67,357百万円（前期比2.2%減）



主要製品：焼酎、チューハイ、清酒、合成清酒、梅酒、加工用洋酒、ワイン、酒類原料用アルコール・工業用アルコール、調味料、食品（副産物）

酒類事業につきましては、国内の人口減少や少子高齢化、飲酒機会の減少により市場の伸張が期待しにくく、価格競争も激化しております。また、消費税増税に伴う消費者の生活防衛意識の高まりや根強い節約志向などにより、取り巻く環境が更に悪化しております。カテゴリー別におきましては、消費者の嗜好の変化や多様化に伴い、焼酎、清酒分野が縮小する一方、チューハイなどのRTD分野が拡大しております。このような環境の下、新商品の拡充や販促施策を強化しましたが、売上高は67,357百万円（前期比2.2%減）となりました。しかしながら、利益面につきましては、原材料の調達コストを含む原価低減やマーケティング費用削減等の効果もあり、319百万円の営業利益（前期比49.7%増）となりました。

和酒部門のうち焼酎におきましては、本格焼酎の「博多の華」シリーズ、甲類乙類混和焼酎の「すごむぎ」「すごいも」シリーズが好調に推移したものの、PB商品の減少により売上高は減少いたしました。甲類焼酎をはじめとする「ビッグマン」シリーズでは、北海道エリアにおいて、2019年ラグビー日本代表のリーチ マイケル氏を起用したTVCMを放映するなど、地域における強みを活かした展開を進めております。また、しそ焼酎「鍛高譚」シリーズでは、人気声優の花澤香菜氏を継続起用したキャンペーンなどの販



博多の華 むぎ



博多の華
The Rich



すごむぎ



ビッグマン



鍛高譚



トーキョー
ハイボール



米だけの
す〜と飲めて
やさしいお酒
純米吟醸酒



香薫

促施策を実施し、新たなファン獲得を目指しております。

チューハイなどのRTD分野におきましては、「NIPPON PREMIUM」シリーズ、「トーキョーハイボール」シリーズ、PB商品が好調に推移し、売上高は増加いたしました。「NIPPON PREMIUM」シリーズでは、ラインアップの強化を図り、日本各地のご当地素材を楽しめるブランドとして育成しております。「トーキョーハイボール」シリーズでは、訪日観光客増加に伴う観光需要を取り込むため、公共交通機関での広告を実施するなど、販促活動を強化しております。その他、秋田県限定で「秋田サワー 塩レモン」「同 りんご」を発売し、秋田県の新たな名産品として注目を頂いております。

清酒におきましては、市場の低迷が続いておりますが、純米吟醸酒でありながらお手頃な価格を実現した「福德長 米だけのす〜っと飲めてやさしいお酒 純米吟醸酒パック」が好調に推移しております。また、令和元年度 秋田県清酒品評会 吟醸酒の部において、秋田湯沢の地酒「一滴千両」が最高賞である秋田県

知事賞を受賞し、その品質の高さが評価されました。

販売用アルコールにおきましては、味噌・酢・除菌等の用途で使用される工業用アルコールが好調に推移し、売上高は増加いたしました。また、合同酒精清水工場のアルコール蒸留設備増強工事が完了し、10月より稼働を開始しております。なお、同設備は環境対策として、発生する熱エネルギーを循環利用することで、従来型の蒸留設備と比較してエネルギーコストを40%削減、CO₂排出量を35%削減可能な「自己熱再生システム」を導入しております。

洋酒部門におきましては、「ウイスキー 香薫」や合同酒精旭川工場・秋田県醗酵工業湯沢工場製造の輸出用ジンが大変好調に推移しましたが、PB商品の減少により、売上高は減少いたしました。また、近年増加する“家飲み”ニーズに対しては、自宅で居酒屋のような本格的なチューハイが楽しめる「ビッグマン チューハイの素」「GODOクラフトサワーズ」「トーキョーハイボールの素」の販売を強化し、家庭での本格サワーづくりを提案しております。

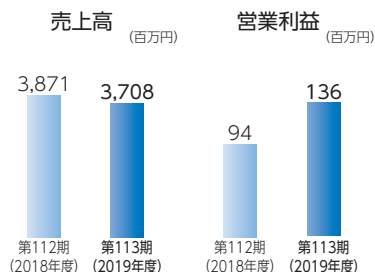
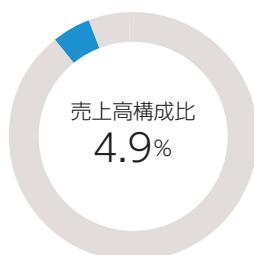


合同酒精清水工場 アルコール蒸留設備

加工用澱粉事業

■ 売上高 3,708百万円 (前期比4.2%減)

主要製品：加工用澱粉



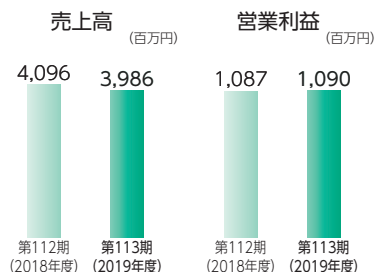
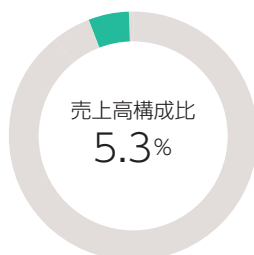
加工用澱粉事業につきましては、菓子食品用が減少したため、売上高は3,708百万円(前期比4.2%減)となりました。しかしながら、売上単価の上昇

や経費削減の効果もあり、営業利益は136百万円(前期比45.0%増)となりました。

酵素医薬品事業

■ 売上高 3,986百万円 (前期比2.7%減)

主要製品：酵素、原薬、診断薬



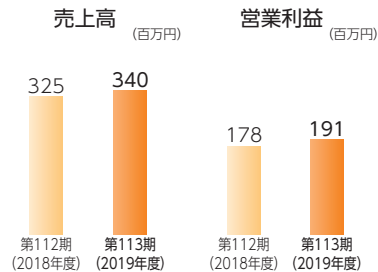
酵素医薬品事業につきましては、国内の生産支援ビジネスは増加したものの、海外向け酵素の競争激化や為替の影響により、売上高は3,986百万円(前

期比2.7%減)となりました。しかしながら、原価の低減や国内酵素での製品構成の改善等により、営業利益は1,090百万円(前期比0.3%増)となりました。

不動産事業

■ 売上高 **340**百万円 (前期比4.5%増)

事業内容：不動産の売買、不動産の賃貸



不動産事業につきましては、売上高は340百万円 (前期比4.5%増)、営業利益は191百万円 (前期比7.3%増) となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の額の合計は2,806百万円で、主なものは次のとおりであります。

当社	本社ビル	本社ビル改修	184 (百万円)
	関西事務所	新関西事務所	117
合同酒精株式会社	清水工場	アルコール蒸留設備	2,039
	酵素医薬品工場	ラクターゼ培養設備	134

(3) 資金調達の状況

2019年1月25日に、合同酒精株式会社清水工場のアルコール蒸留設備増強計画に係る設備資金に充当するため、取引先金融機関とのシンジケート・ローンにより、30億円の資金調達を行いました。

(4) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社子会社の合同酒精株式会社と山信商事株式会社は、2019年10月1日付で合同酒精株式会社を存続会社、山信商事株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

(5) 対処すべき課題

今後のわが国の経済は、通商問題、中国経済、英国のEU離脱等の先行きリスクがあるものの、政府の総合経済対策と相まって、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展し、内需を中心とした景気回復が見込まれます。

酒類業界におきましては、人口減少・少子高齢化による酒類需要の縮小や消費者の嗜好の変化による需要の多様化に加え、2020年10月施行の酒税法改正によって酒類消費に大きな変化が生じることが考えられ、企業間での販売競争はますます激化し、厳しい経営環境が続くものと予想されます。

このような環境下において、当社グループは、昨年策定した2019年から2023年までの5カ年計画「中期経営計画2023」の達成に向け、「焼酎事業に集中」・「アルコール事業 販売の拡大」・「生産改革」・「酵素医薬品事業の新展開」・「CRE戦略」という「長期ビジョン100」で掲げた5本の柱を軸とした取組みを進めております。

「中期経営計画2023」では、売上高900億円、経常利益30億円、売上高経常利益率3.3%、1株当たりの配当金10円、ROE9%を定量目標としております。

<焼酎事業に集中>

甲類焼酎の地域限定「ビッグマン」（北海道・青森・静岡）や「そふと新光」（秋田）につきましては、積極的なプロモーション活動を展開し、地域に根付いた商品「ローカルブランド」の確立に努めてまいります。また、「ビッグマン チューハイの素」「GODO クラフトサワーズ」「トーキョーハイボールの素」等のいわゆる“チューハイの素”の販売を強化し、近年高まりを見せる“家飲み”ニーズに対応してまいります。

甲類乙類混和焼酎のしそ焼酎「鍛高譚」につきましては、従来のプレミアム・レギュラーに加え、節約志向の商品を開発し、現在の「鍛高譚」の世界観からの脱却を進めてまいります。また、好調な「すごむぎ」「すごいも」シリーズにつきましては、どこでも買える身近な商品に育成し、混和焼酎NO.1ブランドを目指してまいります。

乙類焼酎の「博多の華」につきましては、全方位のラインアップを充実させ、乙類焼酎の基幹ブランドとして、将来的に売上高100億円規模のシリーズに育成してまいります。

チューハイなどのRTD分野につきましては、グループ会社の合同酒精とオエノンプロダクトサポートが相互に補完し合い、生産体制を強化することによって、

拡大を続けるRTD市場に対応し、グループ利益の最大化を図ってまいります。

<アルコール事業 販売の拡大>

アルコール事業におきましては、2019年9月に増強工事が完了した合同酒精清水工場のアルコール蒸留設備を本格稼働させ、「アルコール販売第2位」の達成に向けた取組みを推進してまいります。

<生産改革>

これまでの生産改革の歩みを止めることなく、むしろ一層加速すべく、生産工場の再構築、チューハイなどのRTD生産体制の再編、グループ内での生産移管等を実行してまいります。

<酵素医薬品事業の新展開>

主力のラクターゼにつきましては、更なるコスト削減に努め、海外での価格競争力の強化を進めてまいります。また、新規ラクターゼにつきましては、早期上市に向け、研究開発を進めてまいります。

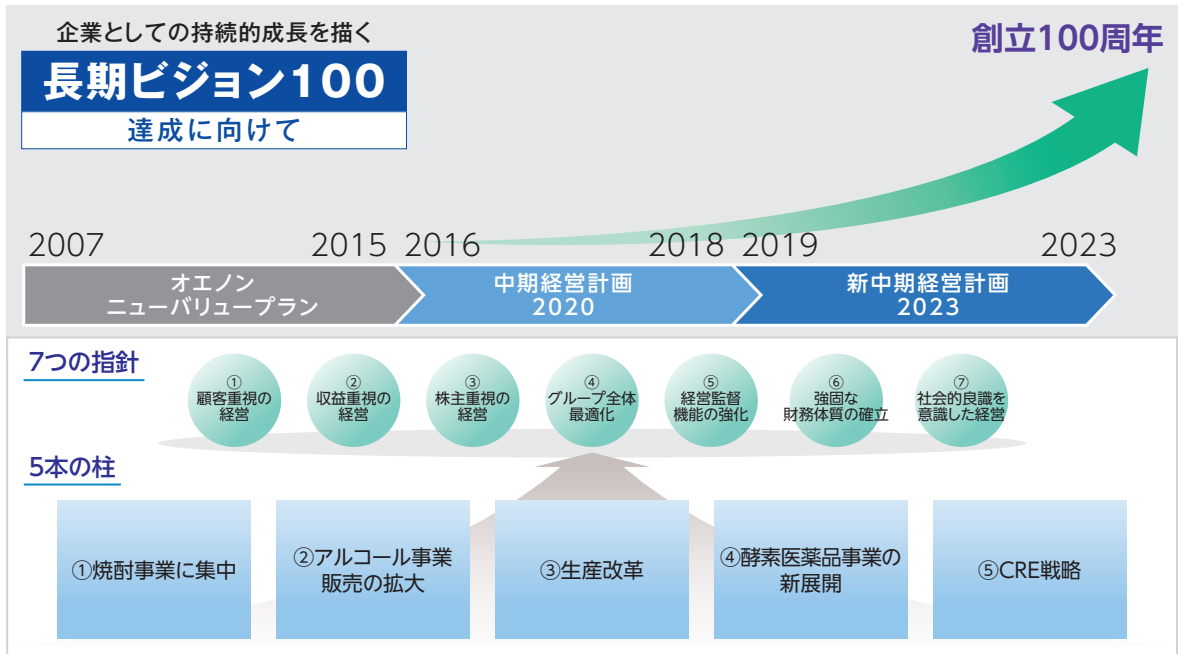
生産支援ビジネスにつきましては、製造の安定化や数量増加に取り組み、既存および新規取引の拡大を目指してまいります。

<CRE戦略>

銀座ビルをはじめとするグループ保有不動産の有効活用を進め、将来的には、安定的な収益確保により、グループの利益を支え得る事業に育成してまいります。

当社グループは、CSR基本方針で掲げた「よき企業市民として、誰のために、どう役立つのか」という考えの下、企業としての社会に対する責任を果たし、社会との長期的な信頼関係の構築に努めてまいります。また、社会から信頼される企業であるために、コンプライアンスは経営の重要課題であるとの認識の下、CSR・コンプライアンス委員会を中心として、グループ全体でコンプライアンスの徹底を図ってまいります。さらには、SDGs並びにESGに配慮した経営を実践し、社会からの期待に応えてまいります。

当社グループは、グループ企業理念の下、「顧客志向」・「収益志向」を経営の基本に据え、「将来価値の共創」に資する取組みを通じて、グループの持続的成長および企業価値の最大化を目指してまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。



定量目標

中計2023 定量目標	
売上高	900億円
経常利益	30億円
売上高経常利益率	3.3%
1株当たりの配当金	10円
R O E	9.0%

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第110期 (2016年度)	第111期 (2017年度)	第112期 (2018年度)	第113期[当期] (2019年度)
売上高	79,212(百万円)	78,739(百万円)	77,151(百万円)	75,444(百万円)
経常利益	1,882	1,906	1,605	1,745
親会社株主に帰属する当期純利益	610	1,263	469	1,104
1株当たり当期純利益	9(円)75(銭)	20(円)82(銭)	7(円)77(銭)	18(円)28(銭)
総資産	52,310(百万円)	54,463(百万円)	53,251(百万円)	52,568(百万円)
純資産	20,940	21,300	21,190	21,840

(注) 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第113期の期首から適用しており、第112期にかかる主要な経営指標等につきましては、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(7) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
合同酒精株式会社	2,000(百万円)	100.0(%)	酒類・食品・酵素・医薬品の製造販売
福德長酒類株式会社	518	100.0	酒類・食品の製造販売
株式会社オエノンアセットコーポレーション	400	(2.0) 100.0	不動産の売買、賃貸および管理
ゴーテック株式会社	96	100.0	倉庫業
オエノンプロダクトサポート株式会社	50	100.0	酒類・食品の受託製造
株式会社ワコー	10	100.0	酒類・食品の販売
秋田県醗酵工業株式会社	54	67.2	酒類・食品の製造販売
株式会社サニーメイズ	120	50.0	加工用澱粉の製造販売

- (注) 1. 出資比率の()内の数字は、間接所有比率であります。
 2. 山信商事株式会社は、2019年10月1日付で合同酒精株式会社を存続会社、山信商事株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。
 3. 越の華酒造株式会社は、2018年12月12日付で解散し、2019年5月8日付で清算終了いたしました。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

名 称	住 所	帳簿価額の合計	当社の総資産額
合同酒精株式会社	千葉県松戸市上本郷字仲原250	16,846百万円	33,207百万円

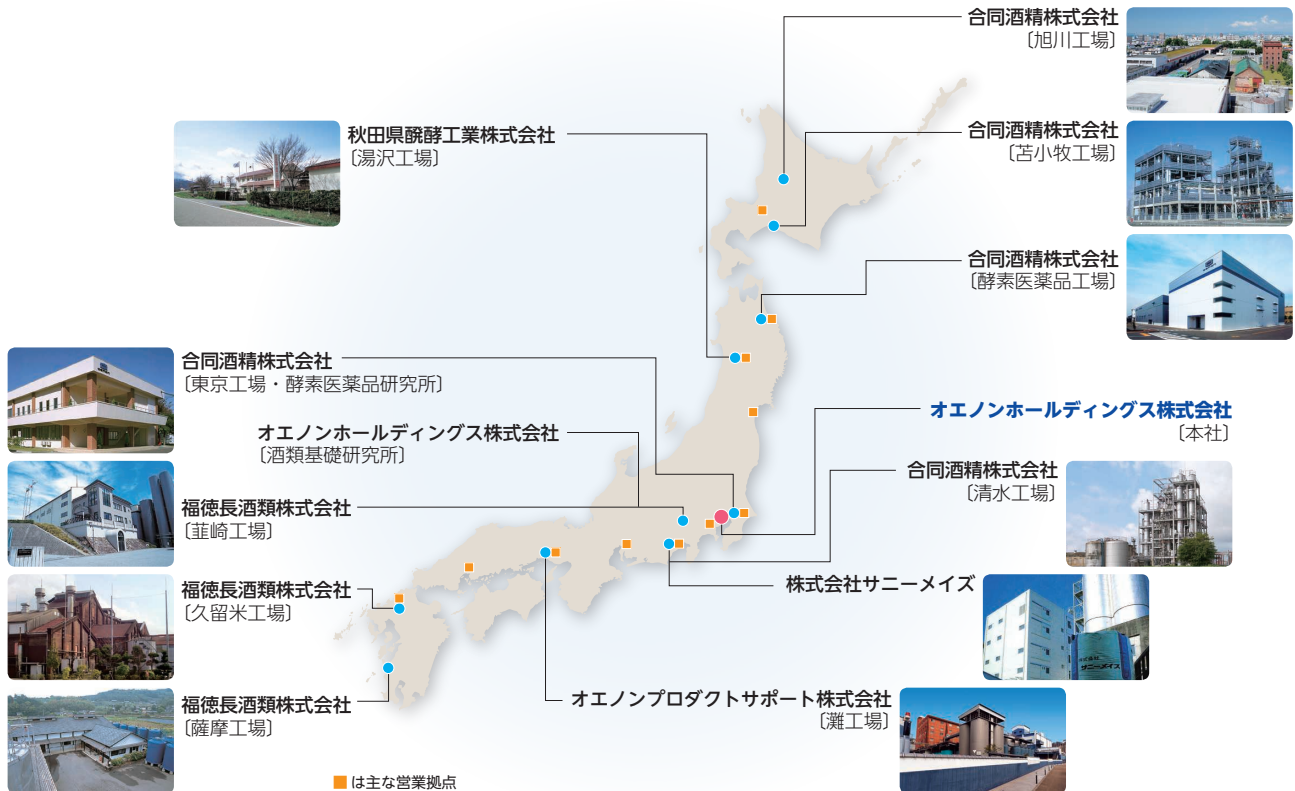
(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本社	東京都墨田区東駒形1-17-6
酒類基礎研究所	山梨県韮崎市穂坂町宮久保字夏狩5189-1

(注) 本社は、2019年11月11日に東京都中央区銀座6-2-10より、上記住所に移転いたしました。

② グループネットワーク



(9) 従業員の状況

① 当社グループの従業員数

従業員数	前期末比増減 (△)
906(名)	△ 41(名)

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減 (△)
男 性 35(名)	△ 5(名)
女 性 11	± 0
合 計 46	△ 5

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,050(百万円)
株式会社北洋銀行	562
株式会社三菱UFJ銀行	562
第一生命保険株式会社	375

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

200,000,000株

(2) 発行済株式の総数

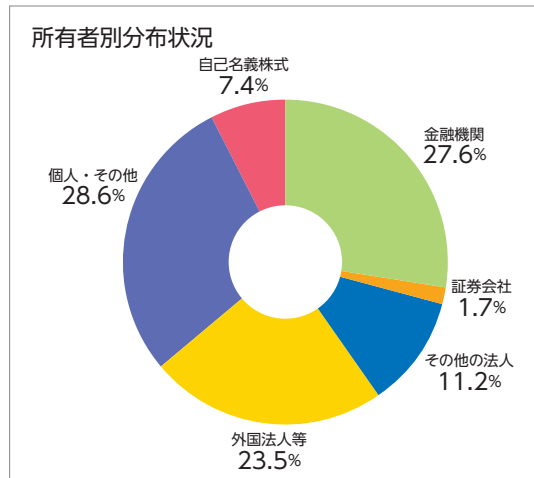
60,731,547株

(自己株式4,854,649株を除く)

(3) 株主数

9,388名

(4) 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	7,991 (千株)	13.15 (%)
第一生命保険株式会社	3,061	5.04
株式会社みずほ銀行	2,443	4.02
オエノンホールディングス従業員持株会	2,299	3.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,245	3.69
株式会社南悠商社	1,884	3.10
株式会社北洋銀行	1,750	2.88
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED - HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8028-394841	1,294	2.13
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	1,283	2.11
HSBC PRIVATE BANK (SUISSE) SA GENEVA, CLIENT ACCOUNT	1,280	2.10

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

2. 上記のほか当社所有の自己株式4,854,649株があります。なお、当該自己株式数には業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」のために設定したみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者:資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口))が所有する当社株式491,300株は含まれておりません。

3. 2019年12月26日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、重田光時氏他共同保有者1名が2019年12月19日現在で9,694,900株を保有している旨が記載されておりますが、当社として2019年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりです。

大量保有者	重田光時氏他共同保有者1名
保有株式等の数	9,694,900株
株券等保有割合	14.78%

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年11月28日の取締役会において、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行し、資本効率の向上を図るため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、2019年11月29日から2020年4月30日までに、取得し得る株式の総数1,000千株（当社普通株式）、取得価格の総額500百万円で、自己株式を取得することを決議いたしました。取得の進捗状況は、以下のとおりです。

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	193,900株
株式の取得価格の総額	78,016,100円
取得期間	2019年11月29日から2019年12月31日
取得方法	東京証券取引所における市場買付け

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
(代表取締役) 取締役会長	長 井 幸 夫	グループ経営全般 合同酒精株式会社 取締役会長
(代表取締役) 取締役社長	西 永 裕 司	グループ経営全般 指名・報酬委員会委員長 中期経営戦略策定委員会委員長 CSR・コンプライアンス委員会委員長 合同酒精株式会社 代表取締役社長 福德長酒類株式会社 取締役 秋田県醸酵工業株式会社 取締役 オエノンプロダクトサポート株式会社 取締役 株式会社サニーメイズ 取締役 株式会社オエノンアセットコーポレーション 代表取締役社長
取締役	菅 原 栄 司	合同酒精株式会社 常務取締役 ゴータック株式会社 取締役
取締役	尾 崎 行 正	指名・報酬委員会委員 株式会社サカタのタネ 社外取締役
取締役	齋 藤 忠 夫	指名・報酬委員会委員
常勤監査役	山 村 光 太 郎	合同酒精株式会社 常勤監査役 福德長酒類株式会社 常勤監査役
監査役	小 野 隆 良	合同酒精株式会社 監査役 福德長酒類株式会社 監査役 公益財団法人小田急財団 監事
監査役	藺 田 俊 和	合同酒精株式会社 監査役 福德長酒類株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役 尾崎行正および齋藤忠夫の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 小野隆良および藺田俊和の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 山村光太郎氏は、当社グループ内の経理関連部門で経理経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 小野隆良氏は、公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 藺田俊和氏は、税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役 尾崎行正および齋藤忠夫の両氏並びに監査役 小野隆良および藺田俊和の両氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 6名 148百万円 (うち社外 2名 27百万円)

監査役 5名 20百万円 (うち社外 3名 13百万円)

- (注) 1. 当期末現在の人員は、取締役5名、監査役3名であります。
2. 上記には、当期中に退任した取締役1名、監査役2名を含めております。
3. 各取締役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役職、業績等を勘案して決定しております。各監査役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議を経て決定しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2007年3月29日開催の第100回定時株主総会において年額180百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、2007年3月29日開催の第100回定時株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。
6. 上記報酬等の額その他、取締役（社外取締役を除く）に対しては、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。本制度につきましては、2017年3月23日開催の第110回定時株主総会において、2.に記載の取締役の報酬限度額とは別枠で決議いただいております。当事業年度における費用計上額は20百万円（支給対象：取締役4名）であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役

氏名	兼職する法人等	兼職の内容	関係
尾崎 行正	株式会社サカタのタネ	社外取締役	当社と株式会社サカタのタネとの間に重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役

氏名	兼職する法人等	兼職の内容	関係
小野 隆良	公益財団法人小田急財団	監事	当社と公益財団法人小田急財団との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 主な発言状況

社外取締役

氏名	取締役会出席状況	発言状況
尾崎 行正	15回中15回	議案審議等について、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上 有用な発言等を行っております。
齋藤 忠夫	15回中15回	議案審議等について、主に酵素医薬品事業に関する幅広い見識と経験に基 づき、当社の経営上有用な発言等を行っております。

社外監査役

氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況
小野 隆良	12回中12回	12回中12回	議案審議等について、主に公認会計士としての専門的見 地から、当社の経営上有用な発言等を行っております。
蘭田 俊和	15回中15回	16回中16回	議案審議等について、主に税理士としての専門的見地か ら、当社の経営上有用な発言等を行っております。

- (注) 社外監査役 小野隆良氏は、2019年3月22日開催の第112回定時株主総会において選任され就任いたしましたので、2019年3月22日以降に開催された取締役会および監査役会への出席状況を記載しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

社外監査役 3名 13百万円

招集ご通知

P2

株主総会参考書類
P7

添付書類

事業報告

P13

連結計算書類
P34

計算書類

P37

監査報告書
P40

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等および監査役会が同意した理由

45百万円

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬の見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

79百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任することといたします。

また、上記のほか、会計監査人の職務が適正に実施されることを確保するための体制等を勘案し、監査を遂行するに不十分であると判断した場合には、当社監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制並びに当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の取締役および別途指名されたグループ会社の取締役その他の役職員で構成するCSR・コンプライアンス委員会を設置する。

CSR・コンプライアンス委員会は、当社グループ全体のコンプライアンス・マネジメントや食品企業としての安全衛生環境確立等についての方針および対応策を策定し、当社グループの取締役および使用人がコンプライアンス等を確実に実践することを支援・指導する。

また、当社は、執行機能から独立した内部監査部門として監査室を設置する。監査室は、CSR・コンプライアンス委員会と連携のうえ、客観的視点をもって当社グループ全体のコンプライアンスの状況を監査し、監査結果をCSR・コンプライアンス委員会委員長および当社の監査役に報告する。

さらに、当社は、不正行為の撲滅のため、内部通報制度を設け、社内において様々な手段をもって認知度を高め、通報が容易にできる環境を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、重要文書取扱規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報（電磁的媒体による記録を含む）の保存・管理に関する体制を確保する。これとともに、取締役および監査役が、保存・保管された情報を常時閲覧することができる体制を確保する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務分掌規程、グループ会社管理規程に基づき、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、各責任部署においてリスクの管理を行い、リスクの低減およびその未然防止を図るものとする。これとともに、CSR・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのリスクマネジメントの状況について、定期的、不定期なレビューを行い、当社グループ全体の業務運営上および経営戦略上のリスクを統括して管理するものとする。

また、当社は、緊急事態発生時に、CSR・コンプライアンス委員会委員長がCSR・コンプライアンス委員会を招集し、損失の拡大を最小限に止める体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規則、職務責任権限規程、業務分掌規程を定め、取締役および使用人との間での責任と権限の範囲を明確にし、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保する。

当社は、取締役会の審議の活性化および監督機能の強化のため、社外取締役を選任する。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、部門別グループ経営会議、CSR・コンプライアンス委員会の開催等を通じて、当社とグループ会社間で経営情報を共有化する体制を構築する。

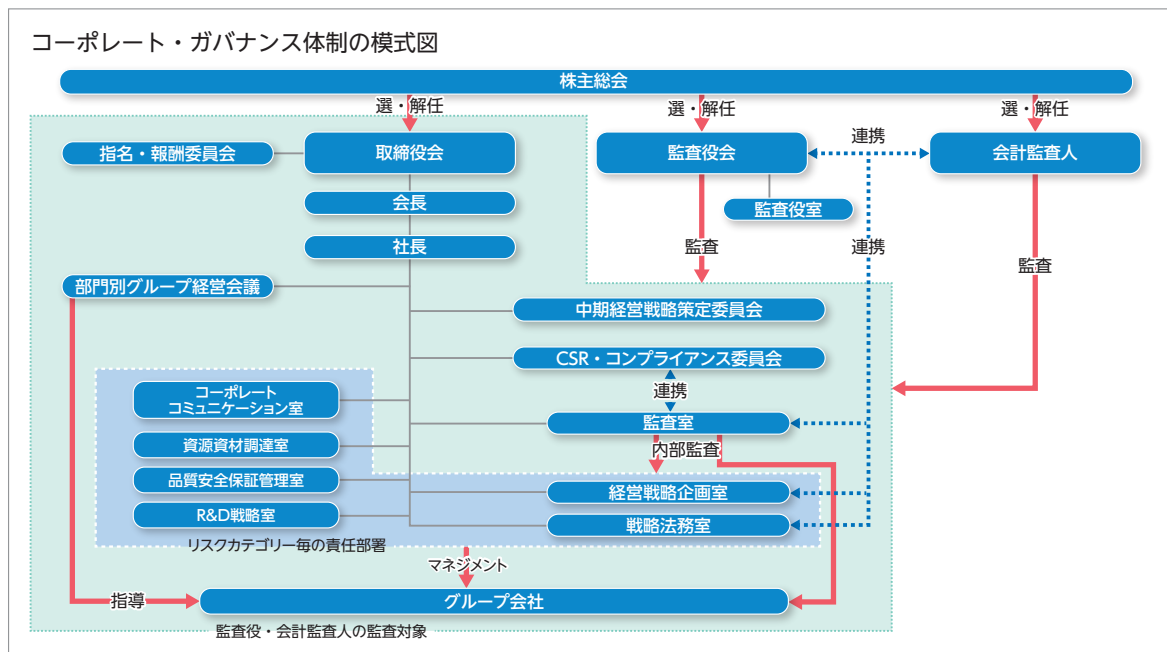
当社は、グループ会社管理規程に基づき、当社グループの経営方針および中長期経営計画等必要な政策を立案する。また、当該政策に基づき、グループ会社の管理・支配を行い、当社グループにおける業務の適正な運営に努める。

当社は、当社の監査役による監査に加え、監査室による内部監査を実施する。必要に応じて、グループ会社の取締役又は監査役に当社の取締役、監査役又は使用人を選任し、当社グループにおける業務の適正を確保する体制を構築する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を置くことを求めた場合における当該補助使用人に関する事項並びにその補助使用人の取締役からの独立性およびその補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、当社の監査役から補助使用人を置くことを求められた場合、専属の補助使用人を配置する体制を整備する。

補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関する決定につきましては、予め当社の監査役の同意を得るものとする。



補助使用人は、当社の監査役の職務を補助するにあたって、当社の監査役の指揮命令にのみ服するものとする。

⑦ **監査役に報告するための体制**

当社は、当社の監査役が、取締役会のほか、部門別グループ経営会議、CSR・コンプライアンス委員会等重要会議へ出席をし、意見の表明を行うことができる体制を構築する。

これとともに、当社の取締役および使用人、グループ会社の取締役、監査役および使用人が、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事実、内部通報制度に基づき通報された事実等を直ちに当社の監査役に報告をする体制を整備する。

当社は、当社の監査役が、必要に応じて、当社の取締役および使用人、グループ会社の取締役、監査役および使用人に対して、報告を求めることができる体制を構築する。

これとともに、当社の監査役に当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。

⑧ **その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制**

当社は、当社の監査役が、代表取締役・会計監査人との定期的および不定期の会合並びに監査室と連携を取り合うことによって、監査の実効性を確保する体制を整備する。

当社は、当社の監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

⑨ **反社会的勢力による被害を防止するための体制**

当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断するために、反社会的勢力に対して、経営戦略企画室を統括対応部署とし、弁護士・警察等の外部専門機関と連携を図り、グループ全体として毅然とした姿勢で組織的に対応する体制を整備する。

(当該体制の運用状況)

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取り締役に報告し、必要に応じて見直しを行っております。当社グループの主な取組みとしては、内部監査計画に基づき、当社および子会社の内部監査を実施しました。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者とは、当社グループの財務、事業の内容および当社の企業価値を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保、向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。

当社株式について大規模な買付けがなされる場合であっても、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、特定の者の大規模な買付けに応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要するおそれがあるものなど、被買収会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、そのような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような者による大規模な買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 不適切な支配防止のための取組み

当社は、当社を取り巻く経営環境等の変化、金融商品取引法による大量買付行為に関する規制の整備の浸透状況などを鑑み、大規模買付ルールの取扱いについて慎重に検討を重ねた結果、2016年3月23日の第109回定時株主総会終結の時をもって、大規模買付ルールを継続しない（廃止する）こととさせていただきます。

なお、当社は、大規模買付ルールの有無に関わらず、今後とも中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上にグループをあげて取り組んでまいります。また、当社は大規模買付ルール終了後も、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様への検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

◆ 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期 (2019年12月31日現在)	前期(ご参考) (2018年12月31日現在)
資産の部	52,568	53,251
流動資産	25,689	27,530
現金及び預金	1,197	1,251
受取手形及び売掛金	17,047	18,654
有価証券	—	12
商品及び製品	5,860	5,793
仕掛品	178	187
原材料及び貯蔵品	1,187	1,179
前払費用	104	114
その他	119	348
貸倒引当金	△6	△10
固定資産	26,878	25,721
有形固定資産	23,631	22,260
建物及び構築物	7,047	6,240
機械装置及び運搬具	6,754	3,309
工具、器具及び備品	103	108
土地	9,673	9,832
リース資産	27	48
建設仮勘定	24	2,719
無形固定資産	406	481
のれん	73	136
ソフトウェア	150	184
その他	183	160
投資その他の資産	2,840	2,980
投資有価証券	1,630	1,676
長期前払費用	125	125
繰延税金資産	895	962
その他	194	220
貸倒引当金	△5	△5
資産合計	52,568	53,251

科 目	当期 (2019年12月31日現在)	前期(ご参考) (2018年12月31日現在)
負債の部	30,727	32,061
流動負債	24,226	26,919
支払手形及び買掛金	4,868	4,811
電子記録債務	1,597	1,311
短期借入金	1,050	3,550
リース債務	16	23
未払金	5,000	4,280
未払費用	184	207
未払酒税	8,366	8,810
未払消費税等	677	776
未払法人税等	167	292
預り金	320	331
賞与引当金	58	58
役員賞与引当金	37	35
株主優待引当金	15	—
災害損失引当金	—	116
設備関係支払手形	94	373
設備関係電子記録債務	1,676	1,797
その他	94	139
固定負債	6,500	5,141
長期借入金	1,500	—
長期預り金	3,376	3,351
リース債務	10	25
繰延税金負債	182	200
役員株式給付引当金	54	36
退職給付に係る負債	1,179	1,313
資産除去債務	113	114
その他	83	100
純資産の部	21,840	21,190
株主資本	19,234	18,632
資本金	6,946	6,946
資本剰余金	5,598	5,597
利益剰余金	7,961	7,283
自己株式	△1,271	△1,194
その他の包括利益累計額	546	442
その他有価証券評価差額金	428	465
繰延ヘッジ損益	4	△2
退職給付に係る調整累計額	114	△20
非支配株主持分	2,058	2,115
負債及び純資産合計	52,568	53,251

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当期の期首から適用しており、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前期との比較を行っております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
	(2019年1月1日から2019年12月31日まで)	(2018年1月1日から2018年12月31日まで)
売上高	75,444	77,151
売上原価	61,369	62,700
売上総利益	14,074	14,451
販売費及び一般管理費	12,321	12,868
営業利益	1,752	1,582
営業外収益	156	172
受取利息	0	0
受取配当金	32	32
受取賃貸料	76	86
雑収入	46	53
営業外費用	163	148
支払利息	64	81
シンジケートローン手数料	20	—
操業休止等経費	26	28
為替差損	25	19
雑損失	25	18
経常利益	1,745	1,605
特別利益	15	8
固定資産売却益	7	6
保険差益	3	—
保険解約返戻金	4	—
ゴルフ会員権償還益	—	1
その他	—	0
特別損失	195	898
固定資産除売却損	52	71
減損損失	65	33
事業再編損失	71	398
災害による損失	3	386
その他	1	9
税金等調整前当期純利益	1,566	716
法人税、住民税及び事業税	389	410
法人税等調整額	2	△184
当期純利益	1,174	489
非支配株主に帰属する当期純利益	70	20
親会社株主に帰属する当期純利益	1,104	469

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,946	5,597	7,283	△1,194	18,632
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△426	—	△ 426
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,104	—	1,104
自己株式の取得	—	—	—	△78	△ 78
自己株式の処分	—	—	—	1	1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	1	—	—	1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	1	677	△ 77	602
当期末残高	6,946	5,598	7,961	△ 1,271	19,234

	その他の包括利益累計額					
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	465	△2	△20	442	2,115	21,190
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△426
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	1,104
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△78
自己株式の処分	—	—	—	—	—	1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△37	6	135	104	△56	47
連結会計年度中の変動額合計	△37	6	135	104	△56	649
当期末残高	428	4	114	546	2,058	21,840

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期 (2019年12月31日現在)	前期 (ご参考) (2018年12月31日現在)
資産の部	33,207	33,281
流動資産	2,772	1,982
現金及び預金	145	138
売掛金	219	256
貯蔵品	1	1
前払費用	9	10
関係会社短期貸付金	2,130	1,320
未収入金	183	173
立替金	54	45
その他	28	35
固定資産	30,434	31,298
有形固定資産	4,702	4,602
建物	1,152	1,006
構築物	412	427
機械及び装置	167	204
工具、器具及び備品	26	22
土地	2,932	2,932
建設仮勘定	11	9
無形固定資産	228	216
ソフトウェア	149	183
その他	79	33
投資その他の資産	25,503	26,479
投資有価証券	1,232	1,299
関係会社株式	23,779	23,779
関係会社長期貸付金	1,660	2,840
長期前払費用	39	43
その他	80	77
貸倒引当金	△1,288	△1,559
資産合計	33,207	33,281

科 目	当期 (2019年12月31日現在)	前期 (ご参考) (2018年12月31日現在)
負債の部	16,902	17,403
流動負債	11,583	13,130
支払手形	9	25
電子記録債務	30	17
短期借入金	11,040	12,260
未払金	359	360
未払費用	54	63
未払消費税等	—	50
未払法人税等	25	152
役員賞与引当金	17	15
株主優待引当金	15	—
災害損失引当金	—	116
その他	29	69
固定負債	5,318	4,272
長期借入金	4,890	3,860
長期未払金	56	72
繰延税金負債	65	65
長期預り金	252	239
役員株式給付引当金	54	36
純資産の部	16,305	15,877
株主資本	15,992	15,516
資本金	6,946	6,946
資本剰余金	5,576	5,576
資本準備金	5,549	5,549
その他資本剰余金	27	27
自己株式処分差益	27	27
利益剰余金	4,741	4,188
利益準備金	756	756
その他利益剰余金	3,984	3,432
配当積立金	—	40
別途積立金	—	3,302
繰越利益剰余金	3,984	90
自己株式	△1,271	△1,194
評価・換算差額等	312	360
その他有価証券評価差額金	312	360
負債及び純資産合計	33,207	33,281

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当期の期首から適用しており、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前期との比較を行っております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当期	前期（ご参考）
	(2019年1月1日から2019年12月31日まで)	(2018年1月1日から2018年12月31日まで)
売上高	2,547	2,643
売上原価	222	455
売上総利益	2,324	2,188
販売費及び一般管理費	1,418	1,502
営業利益	905	685
営業外収益	107	96
受取利息及び配当金	92	83
雑収入	14	12
営業外費用	158	156
支払利息	104	131
シンジケートローン手数料	20	—
操業休止等経費	21	23
雑損失	11	1
経常利益	853	625
特別利益	286	—
保険差益	1	—
関係会社貸倒引当金戻入額	285	—
特別損失	19	411
固定資産除売却損	18	1
減損損失	—	23
事業再編損失	—	229
災害による損失	—	154
その他	1	1
税引前当期純利益	1,120	214
法人税、住民税及び事業税	119	203
法人税等調整額	21	△76
当期純利益	979	87

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本剰余金					利益剰余金			
	資本金	資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計
						配当 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	6,946	5,549	27	5,576	756	40	3,302	90	4,188
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△426	△426
配当積立金の取崩	—	—	—	—	—	△40	—	40	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	△ 3,302	3,302	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	979	979
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△40	△ 3,302	3,894	552
当期末残高	6,946	5,549	27	5,576	756	—	—	3,984	4,741

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,194	15,516	360	360	15,877	
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	△426	—	—	△426	
配当積立金の取崩	—	—	—	—	—	
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	
当期純利益	—	979	—	—	979	
自己株式の取得	△78	△78	—	—	△78	
自己株式の処分	1	1	—	—	1	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	—	—	△48	△48	△48	
事業年度中の変動額合計	△77	475	△48	△48	427	
当期末残高	△1,271	15,992	312	312	16,305	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和2年2月21日

オエノンホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 島村 哲 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 本間 愛雄 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オエノンホールディングス株式会社の平成31年1月1日から令和元年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オエノンホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、有形固定資産の減価償却の方法については、従来、会社及び連結子会社は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用していたが、当連結会計年度より全ての有形固定資産について定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和2年2月21日

オエノンホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 島 村 哲 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 本 間 愛 雄 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オエノンホールディングス株式会社の平成31年1月1日から令和元年12月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、有形固定資産の減価償却の方法については、従来、会社は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用していたが、当事業年度より全ての有形固定資産について定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員位の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年2月21日

オエノンホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	山	村	光 太 郎	㊟
監 査 役 (社外監査役)	小	野	隆 良	㊟
監 査 役 (社外監査役)	藺	田	俊 和	㊟

以 上

招 集 ご 通 知

P2

株 主 総 会 参 考 書 類
P7

添 付 書 類

事 業 報 告

P13

連 結 計 算 書 類

P34

計 算 書 類

P37

監 査 報 告 書

P40

株主総会会場 ご案内図

開催日時

2020年3月23日(月曜日)
午前10時
(受付開始：午前9時)

会場

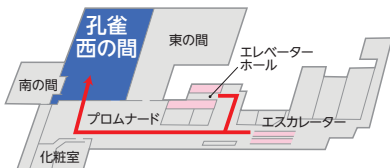
帝国ホテル東京 本館2階
「孔雀西の間」

東京都千代田区内幸町1丁目1番1号
電話番号 03-3504-1111 (代表)

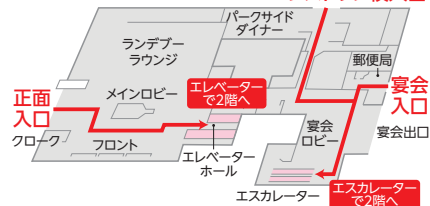
*当日は展示試飲会を開催いたしますので、お車のご来場
はお控えくださいますようお願い申し上げます。

フロアマップ

本館2階



本館1階



最寄駅から会場までのご案内

QRコードを読み取っていただくこと
でGoogleMapが起動します。▶



- [JR有楽町駅]より徒歩5分
- [JR新橋駅]、東京メトロ銀座線「新橋駅」より徒歩7分
- 東京メトロ日比谷線、千代田線、都営地下鉄三田線「日比谷駅」より徒歩3分
- 東京メトロ日比谷線、丸ノ内線、銀座線「銀座駅」より徒歩5分
- 都営地下鉄三田線「内幸町駅」より徒歩3分

